

平成30年第3回定例会

都市建設常任委員会会議概要

委員長 秋村 光 男

副委員長 長谷川 章 悦

1 開催日 平成30年9月11日（火曜日）

2 開催場所 第2委員会室

3 審査案件

議案第134号 青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第135号 青森市屋外広告物条例の一部を改正する条例の制定について

議案第136号 青森市道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

○出席委員

委員長	秋村光男	委員	木戸喜美男
副委員長	長谷川章悦	委員	里村誠悦
委員	天内慎也	委員	木下靖
委員	山本武朝	委員	丸野達夫

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

企業局長	中川 覚	都市整備部次長	岡山 幸司
都市整備部長	大楯 寛之	水道部参事	伊藤 三千雄
都市整備部理事長	井道 隆	浪岡事務所参事	小笠原 聡
水道部長	小鹿 継仁	都市政策課長	坂 牛 裕
交通部長	多田 弘仁	水道部総務課長	一戸 隆雄
交通部理事	赤坂 寛	関係課長等	

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査	柴田 聡	議事調査課主事	高木 渉
---------	------	---------	------

○秋村光男委員長 ただいまから、都市建設常任委員会を開会いたします。

本日、欠席者、遅刻者の連絡は入っておりません。

それでは、本日の案件に入ります。

今期定例会において本委員会に付託されました議案3件について、ただいまから審査いたします。

最初に、議案第134号「青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第134号「青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

資料をごらんください。

初めに、改正理由であります。平成30年6月27日に建築基準法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、所要の改正をするものであります。

改正の内容につきましては、1つには、建築基準法の接道規制におきまして、建築物の敷地は、道路に2メートル以上接しなければならないと規定されており、道路に接しない場合は、建築審査会の同意を得て特例許可をしてみたいところではありますが、建築基準法の改正により、その特例許可につきまして、利用者が少数である一定の建築物につきましては、建築審査会の同意を得ずに認定をすることができることとなったため、これに伴いまして、本市の手数料条例におきまして、当該認定の事務手数料2万7000円を定めるものであります。その額につきましては、同様の他の認定に係る手数料と同額にしております。

2つには、仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗などの仮設興行場等は、設置期間を1年以内とし、建築の許可をしてきたところではありますが、建築基準法の改正により、国際的な規模の競技会等に使用する仮設興行場等につきましては、設置期間が1年を超えるものであっても、建築審査会の同意を得た後に許可をすることができることとなったため、これに伴いまして、本市の手数料条例におきまして、当該許可の事務手数料16万円を定めるものであります。その額につきましては、同様の他の許可に係る手数料と同額にしております。

なお、これらの手数料につきましては、いずれも、青森県、弘前市、八戸市の手数料とも同額となっております。

施行期日につきましては、建築基準法の一部を改正する法律が平成30年6月27日に公布され、その施行日が3カ月を超えない範囲において政令で定める日となっておりますことから、条例の公布の日からを予定しております。

次に、資料2ページの新旧対照表をごらんください。

左側が改正後、右側が改正前となっております。

本条例の別表において、まず、接道規制の特例許可につきましては、番号9に、新しく設けられました建築審査会の同意が不要な建築物認定申請手数料を規定いたしまして、従前の建築許可申請手数料は番号9の2に規定いたしましたほか、仮設興行場等の特例許可につきましては、ページ下段の番号26の従前の建築許可申請手数料に係る語句を整理し、3ページになりますが、番号26の2に、新しく設けられた1年を超えて使用する仮設興行場等建築許可申請手数料を規定しております。

以上、議案第134号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、何とぞ御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○秋村光男委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。山本委員。

○山本武朝委員 今回、道路に2メートル以上接していなくても認定ができるということなんですけれども、大変奥まったところに家を建てたりとか、この法律で家を建てやすくなる方も大分いるんじゃないかと思えます。建築審査会の同意を得なくてもいいということですが、具体的にこの認定をするのは、例えば建築指導課とか、都市整備部内のどの部署において認定、確認するのでしょうか。

○秋村光男委員長 都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 これまでどおり建築指導課で対応するということになります。

[山本武朝委員「はい、了解です」と呼ぶ]

○秋村光男委員長 ほかにありませんか。木下委員。

○木下靖委員 今のと同じところなんですけど、道路に接していない建築物について、利用者が少数であるものというふうに記載されているんですけど、この利用者が少数というのは、どういう基準で少数であるか否かというのが判断されるのでしょうか。

○秋村光男委員長 都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 具体的な内容につきましては、今後省令のほうで示されると聞いているところであります。

[木下靖委員「はい、いいです」と呼ぶ]

○秋村光男委員長 ほかにありませんか。山本委員。

○山本武朝委員 せっかくなので、2つ目の仮設興行場など設置を1年以上超えても認めることができるということなんですけれども、本市において何か1年を超すような大きなイベントの仮設とか、そういうのは何か具体的に想定されますでしょうか。

○秋村光男委員長 都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 国土交通省の説明では、一例として東京オリンピック・パラリンピックが想定されているということでもありますので、今のところ、青森市内では想定していないところでもあります。

〔山本武朝委員「はい、了解です」と呼ぶ〕

○秋村光男委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○秋村光男委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○秋村光男委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 134 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 135 号「青森市屋外広告物条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 議案第 135 号「青森市屋外広告物条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

資料 1 をごらんください。

改正理由であります、平成 27 年 2 月に札幌市で発生した屋外広告物落下事故を初め、近年、全国で老朽化した看板の落下事故が多発しており、青森市においても老朽化している屋外広告物が見受けられ、安全対策が急務となっている状況であります。

これらの状況を踏まえまして、青森市におきましても、公衆に対する危害を防止するため、国の屋外広告物条例ガイドラインを参考に、所要の改正を行うものであります。

次に、改正の内容につきましては、有資格者による安全点検の実施を義務づける規定を新設するものであり、屋外広告物の表示等に関する許可の期間の満了後引き続き広告物等を表示し、または設置しようとする者は、規則で定めるところにより、屋外広告士などの資格を有する有資格者に点検させることとしております。

施行期日につきましては、平成 31 年 1 月 1 日を予定しております。

次に、資料 2 の新旧対照表をごらんください。

左側が改正後、右側が改正前となっており、下線部分が改正する条項となっております。

まず、第 17 条の 2 をごらんください。

屋外広告物の点検義務に関する事項を新設しております。屋外広告物の表示や設置には許可申請が必要であり、許可期間の満了後引き続き表示または設置する際に点検をさせようとするものであります。点検は屋外広告士などの有資格者にさせるものとし、その他に建築士など、規則で定める者といたします。

また、張り紙、のぼり旗等、落下による危害が少ないものについて規則で定め、点検の対象から除くことといたします。

次に、第 35 条第 1 項第 2 号であります、「過程」から「課程」への誤字修正であります。

以上、議案第 135 号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、何とぞ御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○秋村光男委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○秋村光男委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○秋村光男委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 135 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 136 号「青森市道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。都市整備部理事。

○長井道隆都市整備部理事 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第 136 号「青森市道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

資料をごらんください。

初めに、提案理由であります、青森市道路附属物自動車駐車場条例は、道路法の規定により道路管理者が駐車料金を徴収する道路の附属物であります自動車駐車場の設置及び管理について、必要な事項を定めております。

今回、石江土地区画整理事業地内の字の区域及び名称の変更に伴いまして、青森市新青森駅西口駐車場の位置の表示の変更をするため、条例改正をするものであります。

次に、改正の内容であります、石江土地区画整理事業地内の字の区域及び名称の変更に伴いまして、当該地域に所在する青森市新青森駅西口駐車場

の位置の表示を「青森市大字石江字高間 104 番地 91」から「青森市石江三丁目 3 番」へ改正するものであります。

なお、石江土地区画整理事業地内の字の区域及び名称の変更は、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により、平成 30 年 6 月 29 日に告示し、土地区画整理法第 103 条第 4 項の規定による換地処分の公告があった日の翌日でありませ平成 30 年 6 月 30 日から効力が発生しているものです。

以上のように、当該条例の一部を改正することとし、施行期日につきましては、公布の日から施行しようとするものであります。

以上、議案第 136 号「青森市道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について」よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○秋村光男委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○秋村光男委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○秋村光男委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 136 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

(審 査 終 了)